

# 設 計 書

委託番号	
第	号

課		参		課		施		担当者 教育委員会 総務課 施設担当  技師 吉田 歩 印
長		事		長		設		
補				補		担		
佐				佐		当		

年 度	令和 6 年度	作成年月日	令和 6 年 6 月 19 日
委託業務名	秋田市立勝平中学校枯松伐倒処理業務委託	委託概要	
		枯松伐倒処理	
場 所	秋田市新屋北浜町 1 3 - 1	伐倒運搬処分	71本
委託金額			
財源区分	国 補 ・ ( 県 補 ) ・ 市 単		
委託期間	契約締結の日                      から 令和 7 年 1 月 3 1 日              まで		



# 明 細 書

樹木伐倒工

1式当たり

第 1 号

項 目	規 則	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
伐採	30cm未満	18.0	本			
伐採	30m以上60cm未満	34.0	本			
伐採	60cm以上90cm未満	10.0	本			
伐採	90cm以上120cm未満	9.0	本			
計						

# 明 細 書

運搬処分

1式当たり

第 2 号

項 目	規 則	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
集積(人力施工)	30cm未満	0.348	t			
集積(人力施工)	30m以上60cm未満	2.616	t			
集積(人力施工)	60cm以上90cm未満	2.376	t			
集積(人力施工)	90cm以上120cm未満	4.596	t			
計						

# 仕 様 書

- 1 名 称 秋田市立勝平中学校枯松伐倒処理業務委託
- 2 場 所 秋田市新屋北浜町13-1
- 3 期 間 契約締結の翌日から令和7年1月31日まで
- 4 目 的 本業務は、松くい虫被害により枯死し、景観維持および安全面から支障になる立木の伐倒処理等により、森林の環境や公益的な機能の向上を図ることを目的とする。
- 5 業務内容 別紙「図面」および「松くい虫被害木調査票」に記載された枯松について伐倒および運搬処分を実施すること。
- 6 業務基本事項
  - (1) 本業務実施にあたり、受託者はあらかじめ担当者の指示を受け、具体的な方法について十分協議し、業務を実施しなければならない。
  - (2) 伐倒処理については以下のとおり実施すること。
    - ア 伐倒方向に十分注意するとともに、できるだけ地際から伐採するものとする。
    - イ 伐倒木等は、中学校敷地内や道路周辺に放置しないものとし、併せて土砂の流出等が生じないように十分に配慮するものとする。
  - (3) 写真管理については、デジタルカメラで撮影した写真を基に作成した業務管理データにより行うこと。
- 7 業務完了報告

受託者は、本業務が完了したときは、下記成果品等を速やかに提出すること。

  - (1) 業務完了報告書
  - (2) 業務管理データ
  - (3) 業務実施箇所の全景写真（撮影困難な場合は数箇所多方面から撮影）
  - (4) 業務着手前および完成後の写真（原則同一構図）
- 8 その他
  - (1) 業務実施にあたり、作業範囲のほか小学校敷地内外の安全確保に努めること。

- (2) 業務は、関係法令、条例ならびに秋田県が制定する「マツ林・ナラ林等景観向上事業実施要領」および「同事業実施基準」に基づいて実施すること。
- (3) 万が一事故が発生した場合は、担当者へ通報するとともに、迅速かつ適切な措置を講じること。
- (4) その他の必要な事項は、担当者と協議すること。

秋田市立勝平中学校構内枯松伐採作業箇所図

